

高岡市立二塚小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

① 児童理解と環境づくり

- ・生徒指導情報交換会でいじめに関する情報・知識の共有を図る。（月 1 回）
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ・児童一人一人と面接をし、一人一人の喜びや願い、悩みや不安等を把握する。
また、面接記録票を活用し、記録を累積して多面的に成長を捉える。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

ア 「いのちの教育」の推進

- ・毎学期、道徳の授業で、生命尊重に関する資料を取り扱う。（道徳ノートの活用、いのちの教育講演会）
- ・学級活動や朝の会において、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを取り入れ、人と関わる能力や好ましい人間関係を育てる。

イ 児童が主体となる取組の充実

- ・友達のよいところを見付ける機会を設ける。（児童集会等）
- ・児童会で「あいさつ運動」を企画することで、心を通わせることができるようにし、いじめの予防的活動として取り組む。
- ・児童による自主的な活動を推進し、自己存在感や自己有用感を育む。（挨拶ボランティア、花の苗植え、冬季の除雪活動等）

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・PTAや地域の関係団体、学校評議員会等といじめについて協議する機会を設け、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。
- ・ネットいじめを防止するために、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を進めるとともに、PTAの協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。
- ・PTAと連携した挨拶運動を実施する。（毎月 10 日）
- ・保護者アンケートを適宜実施する。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わる。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応する。

①日常的な観察

- ・毎日の健康観察や児童との雑談、普段の授業等から情報を集め、教職員間の情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ・朝休みや昼休み等に、無担任が校舎内を巡回する。授業者は早めに教室等へ行き、授業開始時刻に遅れないようにする。担任は授業者が来るまで教室で学級事務等をする。

② アンケート調査

- ・いじめ実態調査を学期に1回行う。
- ・人権教育を進めるため、「生活振り返りカード」を各学級で適時活用する。

③教育相談

- ・カウンセリング週間を設け、児童全員にカウンセリングを実施する。
- ・児童や保護者の相談に、スクールカウンセラーを積極的に活用し、悩みの解決に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保する。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた児童が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整える。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるようにする。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、い

- じめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察に相談し、連携した対応をとる。
- ・ 携帯電話やスマートフォンの安全な使い方や、コミュニケーションアプリの利用の仕方について親子で学ぶ機会を設ける。
- ・ インターネット等の利用状況アンケートを行い、学級懇談会の場や広報を通じて実態について報告し、安全な利用について一緒に考えていく。

⑥ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

① 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

② 再発防止の取組

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等（民生委員、保護司、人権擁護委員、学校評議員、PTA役員）を追加する。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認ならびに見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・校内研修（共通理解） ・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会	10	・生徒指導情報交換会 ・児童会挨拶運動
5	・アンケート調査① ・団結ランチ ・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会	11	・カウンセリング週間② ・生徒指導情報交換会 ・児童会挨拶運動
6	・カウンセリング週間① ・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会	12	・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会
7	・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会	1	・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会 ・学校評価の結果集計、考察
8		2	・アンケート調査③ ・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会
9	・アンケート調査② ・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会	3	・児童会挨拶運動 ・生徒指導情報交換会

※いじめ対策委員会（随時）

※インターネット利用状況調査（随時）

※懇談会等の場においてネットの安全な利用の仕方（随時）

※保護者・児童研修会（PTAとの協議により決定）

5 評価と改善

- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。